

# 第2次 早川町地球温暖化 対策実行計画

(事務事業編)



令和 6 年 3 月

早川町

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1	目的	1
2	背景	1
3	期間	1
4	範囲	2
<b>第 2 章</b>	<b>温室効果ガス排出量の目標</b>	<b>3</b>
1	目標	3
<b>第 3 章</b>	<b>排出削減に向けた取組内容</b>	<b>4</b>
<b>第 4 章</b>	<b>計画の進行管理</b>	<b>5</b>
1	推進体制	5
2	実施状況の公表	5
参考資料		6
早川町地球温暖化対策委員会	設置要綱	7



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1.目的

「第 2 次 早川町地球温暖化対策実行計画」(以下「本計画」)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」)に基づき、早川町(以下「本町」)が事業者として行う事務・事業により出た温室効果ガスの排出量を把握する。また温室効果ガスの排出削減に向けた取り組み項目を設け、実施する事で地球温暖化対策の推進を図る事を目的とするものです。

## 2.背景

本計画は「温対法」に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている町の事務・事業に係る温室効果ガスの排出量削減等のための計画として平成 31(2019)年 3 月に策定した「早川町地球温暖化対策実行計画」(以下「第 1 次計画」)が令和 5 (2023)年に計画期間が満了した事、また第 1 次計画策定以降の社会・経済状況などの様々な変化を踏まえて、第 2 次実行計画として策定するものです。

## 3.期間

本計画の期間は、令和 6 (2024)年度から令和 12(2030)年度までの 7 年間とします。計画の期間中は、本計画の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて本計画の見直しを実施し、改定を行います。

また本計画における基準年度は、令和 4 (2022)年度とします。

## 4.範囲

### (1)本計画における削減目標対象施設

本計画では、本町が令和4(2022)年度において実施する全ての事務・事業に係る施設を対象とします。

削減目標対象施設は以下の通りです。

対象施設		
学校教育系施設	保健・福祉施設	庁舎等施設
早川町民会館	早川町保健センター	早川町役場本庁舎
早川中学校	南保育所	
早川南小学校		
早川北小学校		
学校給食センター		

※上記表に掲げられている施設以外の町有施設については、温室効果ガス排出量の算定対象外となります。

### (2)本計画の対象となる温室効果ガス

対象とする温室効果ガスについては、「温対法」が定める7種類のガスの内、本計画では特に排出量が多い二酸化炭素(CO2)を削減対象とします。

温室効果ガスの種類(温対法 第2条第3項)

ガス種類		主な排出源	
二酸化炭素 (CO2)		石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼など	対象
メタン (CH4)		自動車の走行など	対象外
一酸化二窒素 (N2O)		自動車の走行など	
代替フロン類	ハイドロフルカーボン類 (HFCs)	カーエアコンの使用・廃棄など	
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造過程など	
	六ふっ化硫黄 (SF6)	受変電設備の使用・点検など	
	三ふっ化窒素 (NF3)	半導体の製造過程など	

## 第2章 温室効果ガス排出量の目標

### 1.目標

#### (1)基準年度の状況

本計画の基準年度である令和4(2022)年度の温室効果ガスの使用量・排出量の状況は以下の通りです。

エネルギーの種類	使用量	二酸化炭素の排出
電気	653,512 kWh	245,720.5 kg-CO2
LPガス	1,873.6 kg	5,691.7 kg-CO2
軽油	9,851 ℓ	25,514.0 kg-CO2
ガソリン	8,529 ℓ	19,801.4 kg-CO2
合計	-	296,727.6 kg-CO2

※上記表は『4.範囲 (1)本計画における削減目標対象施設』の対象施設の使用量・排出量を合計した数値になります。

※令和4年度の使用量・排出量などのより詳細な数値・比較表やグラフについては『令和4年度 早川町地球温暖化対策実行計画書の実施状況の公表』をご覧ください。

#### (2)目標の設定

本町では、計画最終年度である令和12(2030)年度の対象施設における温室効果ガス排出量を基準年度比で『5%削減』を目標とします。

令和4年度 二酸化炭素排出量	296,727.6 kg-CO2
削減目標 『5%』	14,836.4 kg-CO2
令和12年度 目標排出量	281,891.2 kg-CO2

## 第3章 排出削減に向けた取り組み内容

本町では、『第2章(2)目標の設定』において定めた数値目標の達成のため、温室効果ガス排出削減に向けた具体的な削減項目を設け、実施していきます。

削減項目としては以下の通りになります。

### 【削減項目】

- ・ 不必要な場合は照明をこまめに消灯します。
- ・ お昼休みは、一部窓口以外は消灯します。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ・ クールビズ、ウォームビズにより空調の使用は出来る限り控えます。
- ・ エアコンの温度設定を管理します。
- ・ 公用車は出来る限り相乗りに努める等、効率的な使用を心掛けます。
- ・ 公用車の管理を行います(使用時の走行距離の把握等)。
- ・ エコドライブを出来る限り行います。
- ・ エレベーターの使用を控え、可能な限り階段を使用します。
- ・ ゴミの分別を行い、リサイクルを推進します。
- ・ 食事の際は、出来る限り割り箸や使い捨て食器等の使用を控えます。
- ・ 食品ロスを削減を心掛けます。
- ・ 両面印刷や両面コピーを実践し、印刷用紙を出来る限り削減します。
- ・ コピーミスや印刷ミスがない様に心掛けます。
- ・ 内外機関との連絡はなるべく電子メールを使用します。
- ・ 回覧、掲示板を利用し情報の伝達を行い、配布用紙を削減します。

## 第4章 計画の進行管理

### (1) 推進体制

本計画は『早川町地球温暖化対策委員会設置要綱』（以下「設置要綱」）の定める体制にて実施します。

詳細は参考資料の設置要綱を参照してください。

### (2) 実施状況の公表

本計画の事務局は設置要綱の定める町民課 環境担当が行います。町民課 環境担当は、毎年1回温室効果ガスの排出量調査を実施し、本計画の進捗状況を年度ごとに本町ホームページ等を通じて公表をします。



## 參考資料

# 早川町地球温暖化対策委員会 設置要綱

## (設置)

第1条 「早川町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「早川町地球温暖化対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。

4 実行責任者は、地球温暖化対策内容を取り決め、これを推進する。実行責任者は、総務課長をもって充てる。

5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は町民課長をもって充てる。

6 委員は、早川町行政組織規則に規定する課長をもって充てる。

## (委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民課環境担当において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

## 付則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。